



あじさい

# ジエイシス税理士法人

〒543-0001  
大阪市天王寺区上本町  
8-9-23 JKPLACEビル2F  
TEL 06(6770)1801  
FAX 06(6770)1811  
<http://www.jcss-tax.com/>

6月

(水無月) JUNE

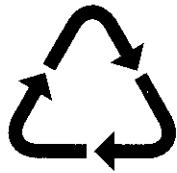
日	14	28
月	15	29
火	16	30
水	17	
木	18	
金	19	
土	20	
日	21	
月	22	
火	23	
水	24	
木	25	
金	26	
土	27	

## ■ 6月の税務と労務

- |                                     |                              |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付                     | 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) |
|                                     | 6月10日                        |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知                    | 市町村の条例で定める日                  |
|                                     | 6月15日                        |
| 国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)           | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届     |
|                                     | 6月30日                        |
| 国 税／10月決算法人の中間申告                    | 支払後5日以内                      |
|                                     | 6月30日                        |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)        |
|                                     | 6月30日                        |

### ワンポイント バイクの税率引き上げ1年延期に

原動機付自転車や二輪車などのバイクには、軽自動車税(市町村税)が課されています。平成27年度分から実施されることになっていた原動機付自転車と二輪車に対する軽自動車税の税率引き上げが、平成27年度税制改正により1年延期され、平成28年度分からの適用に変更されています。



# 水循環と雨水活用



昨年4月に、「水循環基本法」と「雨水の利用の促進に関する法律(以下:雨水利用促進法)」が公布されました。

## 水循環基本法とは

水循環基本法は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に制定されました。

水循環基本法には①水循環の重要性、②水の公共性、③健全な水循環への配慮、④流域の総合的管理、⑤水循環に関する国際的協調の5つの基本理念があります。

水は国民共有の貴重な財産であり、水の循環過程では地球上の生命を育み、国民生活や産業活動に重要な役割を果たしていることから、健全な水循環を維持することや回復することについての取り組みは、積極的に推進する必要があります。

また水の利用については適正に行うことで、将来にわたってその恵みを享受できるように配慮しなければいけません。

さらには、水循環の過程で生じた事象はその後の過程でも影響を及ぼすため、流域に係る水循環については総合的に管理し、ひいては水循環に関する取り組みの推進は国際的な協調の下に行わなければならないと

しています。

## 水循環の基本的な施策

水循環に関する基本的な施策を集中的・総合的に推進する「水循環政策本部」が内閣に設置されています。同本部では、水循環基本計画を策定し、5年ごとにこの計画を見直すとともに、関係行政機関が実施する施策を、総合的に調整しています。

また、健全な水循環に関する教育の推進や科学技術の振興、民間団体などの自主的な活動を促進するための措置が講じられます。実際に、8月1日が「水の日」と定められ、政府と自治体はこの趣旨にふさわしい事業を実施することになっています。

## 雨水利用促進法とは

従来、下水道に関する法令には「下水道法」がありました。下水道法では、雨水については「下水計画量に応じて、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする」とされています。従来の下水道計画の考え方では、雨水は速やかに排除することが基本で、積極的に貯留する体系になっておらず、雨水の利用に関する規定が存在しないという課題がありました。

雨水利用促進法は、国や

地方公共団体に対して雨水の利用を推進する措置を講ずる責務があることを明確にしています。具体的には国土交通大臣が、雨水の利用の推進の意義や利用方法、健康への悪影響の防止など配慮すべき事項、雨水の利用の施策に関する基本的事項その他重要事項を、基本方針として定めなければならないとされています。

都道府県や市町村は、国土交通大臣が定めた基本方針に即して、都道府県方針や市町村計画を定めることができます。

## 雨水の活用

実際に雨水は、「代替水資源」「環境資源」「エネルギー資源」として活用が進められています。

代替水資源としては、トイレ洗浄用水や消防用水、農業や工業用水としての活用が考えられます。東京ドームでは、ドーム内で利用される水の約2分の1を屋根に降った雨水と洗面・厨房から出た再生水で賄っています。

環境資源としては、ヒートアイランド対策などでの活用が考えられています。エネルギー資源としては、下水汚泥をメタン発酵させてバイオガスを発生させたり、固体燃料にして発電所などで利用したりといったことが行われています。

日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が事務局の「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、平成25年12月に「経営者保証に関するガイドライン」とそのガイドラインに関するQ&Aを公表しました。そして、昨年2月1日からこのガイドラインの適用が開始されています。

### 背景

会社が金融機関から資金調達をする際に経営者保証を付けることは、経営者への規律付けや信用補完といった意味合いがあり、資金調達が円滑化するという利点があります。しかし経営者保証によって、思い切った事業展開を図ることや、早期に事業再生を決断することを阻害する要因にもなっています。

このように保証契約時や履行時などに存在する様々な課題を解消し、中小企業の活力を引き出すことを目的に、中小企業と経営者、金融機関共通の自主的なルールとして、このガイドラインが策定されました。

### ガイドラインの概要

経営者保証に関するガイドラインの適用対象となる保証契約は、主たる債務者が中小企業であることや、保証人がその債務者である中小企業の経営者であることが要件となります。ただし、経営者が保証人でないときでも、特別な事情がある場合や経営者に準じる個人が保証人になる場合も、ガイドラインの適用対象に



含まれます。

ガイドラインでは、法人と個人が明確に分離されている場合などでは、経営者の個人保証を求めないこと、多額の個人保証を行っていても早期に事業再生や廃業を決断した場合には一定の生活費などを残し「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などが定められています。第三者保証についても、同様の取り扱いをすることになっています。

### 法人と個人の明確な分離

経営者保証を提供しないで資金調達を希望する場合には、法人と個人が明確に区分・分離された経営状況であることが求められています。具体的には、役員報酬や賞与・配当、貸付けなど、法人と経営者との間の資金のやり取りを社会通念

上適切な範囲を超えないものとする体制を整備することや、このような整備状況について公認会計士や税理士などの外部の専門家による検証を実施し、その結果を債権者に適切に開示することが望ましいとされています。

### 保証債務の整理の手続

ガイドラインでは、保証債務の整理を図る場合の対応について定めています。

具体的には、一時停止や返済猶予の要請に対して誠実かつ柔軟に対応することや、債権者は一律かつ形式的に主たる債務者の経営者の交代を求めないこと、また保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、従来の破産手続きにおける自由財産99万円に加えて年齢や雇用保険の給付期間の考え方などを参考に100万円～360万円を残すことを要請しています。

### 相談受付体制の構築

新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約について保証の見直しや保証債務の整理をする場合には、このガイドラインが適用されます。中小機構・地域本部や、商工会議所、認定支援機関などでは、経営者保証に関する相談に応じる体制を整えています。

これらの機関で解決することが難しい場合には、専門家の派遣によって専門家の助言を受けることができます。専門家派遣は、単年度に3回まで受けることができます。

## 中性脂肪

糖質や炭水化物、動物性脂肪などを摂取すると、エネルギーとして体内の生命維持活動に利用されますが、過剰に摂取したエネルギーは中性脂肪として体内に蓄えられます。

体に付いた贅肉、いわゆる皮下脂肪がこれに当たります。エネルギーが不足すると蓄えられていた脂肪が分解されて血液中に戻り、再びエネルギーとして利用されます。

体にとって必要なエネルギー源ですから中性脂肪はある程度必要ですが、余分に蓄積されて血液中に増加してくると動脈硬化の原因になります。動脈硬化性の疾患である狭心症や心筋梗塞、脳卒中などを予防するため、中性脂肪の測定は重要です。

健康診断時に測定される中性脂肪は、食事から取り込まれた中性脂肪ではなく、余分なエネルギーとして一旦肝臓に取り込まれた脂肪が再び血液中に分泌された中性脂

肪を測定します。そのため検査前の10～14時間は絶食して測定する必要があります。検査当日に朝食を食べてしまい、食事から取り込まれた中性脂肪が増えたために再検査になってしまったというケースもあるようです。

中性脂肪は別名「トリグリセリド(TG)」と呼ばれています。TG値の基準値は、30～149mg/dlで、150mg/dl以上になると要経過観察、250mg/dl以上になると精密検査や治療が必要だといわれています。

TG値が高くなる原因是、肥満や食べ過ぎ、運動不足や飲酒だといわれています。お酒や食事の量を調節し、運動する習慣をつけることでかなりの改善がみられるようです。また、アジやサバなどの青魚に含まれるDHAやEPAは、中性脂肪を下げる効果があるとされています。

もちろん即効性はありませんが、食生活の改善は動脈硬化性の疾病リスクを低減させることにつながるでしょう。

## 光と色材の三原色

原色とは、全ての色の元になる色のことをいいます。

光の三原色は、赤・青・緑です。赤と青を混ぜると赤紫に、赤と緑を混ぜると黄色に、緑と青を混ぜると空色になります。三色すべてを混ぜると白色になります。赤・青・緑の三色を、強度を変えて混ぜ合わせるとほぼ全ての色を再現することができるので、カラーテレビやカラーディスプレイの発光体には、この三原色が使用されています。

一方、色材の三原色は青緑(Cyan)・赤紫(Magenta)・黄色(Yellow)です。青緑と赤紫を混ぜると、赤色と緑色の光が吸収されて青色のみが反射されます。そのため、青色に見えるようになります。色材の三原色をすべて混ぜると、赤・青・緑の全ての色が吸収されてしまうので黒色になります。色材の三原色は、インクジェット式のカラープリンタに使用されています。

時 の 記 念 日

す。六月十日は「時の記念日」で  
六七年に天智天皇が漏刻と  
鐘鼓を使って初めて時を知らせ  
た日が現在の太陽暦に換算する  
と六月十日だったということに  
基づいて、一九二〇年に制定さ  
れました。

一時を「子」として、それから  
一分し、「現在の午後十一時～午前  
太陰暦のころは一日を一二等  
は、太陽暦では明治六年一月一  
日にあたります。

順番に十二支を当てはめて時刻  
を呼んでいました。つまり「丑  
三つ時」とは、現在の午前一時  
三時ごろのことをいいます。  
現在は一日を二十四等分して一時  
間にごとに区切った時刻を探つて  
います。これは、一八七二年(明  
治五年)十二月三日に、国の暦  
が太陰太陽暦から太陽暦に変わ  
ったのを機に定められました。  
ちなみに太陽暦に変わった日